議案第 83 号

「工事請負契約について（追認）」原案反対討論

議席番号 29 番　鈴 木　規 子

本議案は、「西尾市が、工業系用地開発関連業務において、三井住友・日本国土・長坂特定建設工事共同体 JV と、随意契約で、１億 7,864 万 3,300 円を支払ったこと」について、追認の議決を求めるものです。

これは、令和５年４月６日付けで提出された監査請求に対し、「西尾市は本契約を『業務委託契約』としているが、契約の実態は『工事請負契約』である。かつ１億５千万円以上の契約であるから議会の議決がなければ違法であり、是正を求める」との勧告がなされたことから、市長は、「業務委託契約は、非典型契約であり議会の議決は不要」との見解を一転させて、表題も「工事請負契約」として「追認を求め、もって違法状態の治癒を図りたい」という理由で今回上程されたものです。

本件に関しては、昨年の１２月議会と本年の３月議会に権利放棄の議案が最終日に取下げられたこと。本年６月議会における市の答弁に明らかな誤りがあったにもかかわらず、これらの経緯にも触れていないこと。また、反省の態度を示さないといった傲慢な姿勢や、また、本議会でも追認を得るために、廃棄物の出所を変更する答弁を行う等、答弁の一貫性がなくなり、これまで市長が用いた主張の正当性は失われてしまいました。また、あるべき書証類も存在しないなど整合性のなさは驚くばかりです。以下、述べます。

委員会質疑では、「今回の廃棄物は造成工事に伴って出た廃棄物なのか、それとも前からあった廃棄物なのかどちらなのか」との問いに対して、市は「工事に伴って出た廃棄物である」と答えています。

造成工事に伴って出た廃棄物であるならば、企業庁の責任において処理されるべきものであり、１億 7,864 万円余は市の負担とはならないはずです。また、処理手続きとしても、JV が排出事業者として処理することになりますから、そもそも、今回のように大きな問題となることはなかったはずです。

しかし、「工事に伴って出た」というのは、これまでの市長の主張とは大きくくい違います。

市は、議会に対して、一貫して「当該廃棄物は平成 30 年８月に西尾市が廃棄物および土壌の調査を実施し、13 カ所から確認した廃棄物である」と主張してきました。そして、平成 31 年３月の基本協定書には、西尾市が不法投棄８カ所分の処理費用を負担するとし、実際、市長は、令和元年６月から翌年３月までの間に不法投棄分７カ所の廃棄物を自ら処理しています。

ただ、残りの１カ所である本件廃棄物の処理については、「山中であるため、搬出に必要な道路をつくるには約 3,000 万円かかるが、造成に伴って敷設される搬入道路を使えば、その費用を軽減できるため、造成工事と並行して処理することにした」と議会に説明してきたのです。
そうであれば、廃棄物は造成工事に伴って生じた廃棄物ではないということは明白です。
委員会質疑では「県は、不法投棄物があることを承知したうえで土地を購入したのだから、県が処理をしたのは妥当だ」との説明がありましたが、県の処理が妥当だとするならば、地権者と県の間でも何らかの取り決めが存在しなければ辻褄が合いませんが、その確認も検証も行われていません。

もし、今回の追認にあたって、市長が JV に委託したことを正当化するために、「廃棄物が造成工事に伴うもの」と見解を変更したのであれば、これまでの市の主張が嘘になり、市が支出することの正当性はなくなります。ここまで来ると、単なる手続きミスでは済まされません。市の信頼が根底から崩れることとなる見解の変更であることを指摘しておきます。
そもそも、排出者ではない西尾市がその費用を負担したのはなぜでしょうか。協定書では、県と市で協議するとの条項があり、ここで決定したといいますが、協議記録は存在せず、地権者に対して、市が費用を負担することを説明した文書も形跡もありません。整合性がない、ないないづくしなのです。自治体として事実を証明する証拠がないのは市長の重大な過失であります。

私は、本件議決については、少なくとも名古屋Ｅ＆Ｊ法律事務所の検証報告を待ってからでも遅くはないと思います。措置の期限も 12 月 21 日ですから猶予もあります。既に、造成工事は完了を迎えており、事業に支障を来すわけでもありませんし、デンソーに損害を与えるわけでもありません。仮に本議案が否決されても困るのは市長だけで、県企業庁にもデンソーにも何も損害は生じないのです。くどいようですが、造成工事が中止されることはないのです。なぜことさらに急ぐ必要があるのでしょうか。

もともと、市が２度も「議案を提出し、委員会審査を終えた後に取下げる」などという前代未聞の失態を起こしたことから生じた今回の騒動は、市長自らが招いたことであります。

市長は本件契約について、自身の口で事情説明もせず、事実を証明する文書がないことも含めて陳謝すらないまま、担当者任せに終始しているのは余りに無責任に過ぎます。潔く頭を下げ責任を取るのがトップの役割です。市が主張を変えたことで正当性が揺ら

いで混迷は深まり、その影響は不明です。これでは、誰のための何のための議決か判りません。むしろ、本議案は、ＰＦＩ議案のように、承認した議会に責任を押し付けるものではないかと考えられるため、このような無責任な議案に私は到底、賛成することはできません。

　議員諸君には、この議決のもつ意味を考えるよう求め、原案反対討論といたします。